

入学時増額奨学資金の貸付限度額及び所得基準額の見直しについて

令和6年7月3日

公益財団法人大阪府育英会では、入学時に必要な費用の工面が困難な子どもたちが自由に学校選択できる機会を保障するため、令和7年4月1日以降に高等学校等に入学する生徒から、下記のとおり**入学時増額奨学資金の「貸付限度額」及び「所得判定額」の見直し**を行いましたのでお知らせします。

記

《貸付限度額》

学校区分	改正前 貸付限度額		改正後 貸付限度額	
	全日・定時制課程	通信制課程	全日・定時制課程	通信制課程
国公立	5万円	5万円	10万円	10万円
私立	25万円	15万円	37万円	27万円
	ICT（情報通信技術）関連費用（※1）に係る 本人（保護者）負担がない場合 		30万円	20万円

（※1）ICT関連費用とは、タブレット等購入費用（リース・レンタル含む）、ICT関連機器を使用するための通信費や環境整備等に関する費用です。

《所得判定額》

学校区分	改正前 所得判定額（年収のめやす（※2））		改正後 所得判定額（年収のめやす（※2））	
	全日・定時制課程	通信制課程	全日・定時制課程	通信制課程
国公立	154,500円（590万円）未満		251,100円（800万円）未満	
私立				

（※2）年収のめやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

【大阪府育英会 入学時増額奨学資金の概要】

高等学校等（中等教育学校の後期課程を除く）への入学に必要な経費の支払いに充てるため、高等学校等入学前に貸付する奨学金です。

予約募集は、毎年9月初旬から10月上旬に中学3年生を対象に中学校を通じて募集します。

《申込資格》

- 学校教育法に基づく高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）へ進学を希望する者。
- 保護者（父母等）が大阪府内に住所を有し、所得判定額を満たしていること。

■ 申込手続や申込資格等詳しくは当会ホームページ「奨学金について」をご覧ください。

以上